

## FinTechサポートデスクについて

金融庁では、「平成27事務年度 金融行政方針」([別紙 \(PDF : 128KB\)](#))を踏まえ、FinTech（金融・IT融合の動き）を活用した動きが広がりつつあることに着目した新たな取組みとして、平成27年12月、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口「FinTechサポートデスク」を設置しました。

当デスクでは、FinTechをはじめとした様々なイノベーションを伴う事業を営む、または新たな事業をご検討中の皆様から、具体的な事業・事業計画等に関連する事項をはじめとした様々な点について、幅広く金融面等に関するご相談を受け付けます。また、併せて、FinTechをはじめとした様々なイノベーションを伴う事業に関連する一般的なご意見・ご要望・ご提案などもお伺いし、積極的な情報交換・意見交換等を行っております。

なお、FinTechサポートデスクにおいて、開設以来受け付けた相談のうち、共通して寄せられた質問事項及び回答内容の概要（FAQ）については、以下に掲載しております。

### 受付方法

○金融庁FinTechサポートデスク担当宛に電話にてご相談ください。

受付時間：平日9時30分～18時15分

電話番号：03-3506-7080

### 留意事項

○必要に応じて、事業概要に関する資料のご提出等をお願いする場合がございます。

○ご相談の内容に応じて、より適当と思われる他機関の窓口をご紹介します場合がございます。

○金融庁に設置されている各種窓口のご案内は、[こちら](#)をご覧ください。

## FAQの公表について

---

FinTechサポートデスクにおいて、開設以来受け付けた相談のうち、共通して寄せられた質問事項及び回答内容の概要（FAQ）について、以下のとおり公表します。

(略)

Q：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第13条第1項第1号の一般的な解釈について教えてほしい。

A：同条の解釈は下記のとおりです（関係省庁に確認済）。なお、個別具体的な御相談につきましては、関係当局にご連絡下さい。

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号。以下「令」という。）第13条第1項第1号の規定は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第4条第3項の「これに準ずるものとして政令で定める取引」として、特定事業者（A）が、他の特定事業者（B）に委託して行う令第7条第1項第1号に掲げる取引であって、B自らが他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との間で行うものを規定したものです。このとき、Bが、既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとれば、Aには取引時確認義務（法第4条第1項）の規定を適用しないこととされています。
- また、AはBに契約締結に至る全部の過程を委託していない場合であっても、BがAと顧客等との間に入って紹介やあっせんを行うなど、社会通念上、取引の一部と評価できる行為の委託があれば、令第13条第1項第1号の規定を適用し得るものと解されますが、取引時確認事務のみを委託する場合に当該規定を適用することは認められません。
- なお、どのような場合に「社会通念上、取引の一部と評価できる行為の委託」があると解されるかは個別具体的に判断されることとなります。

Q：令第13条第1項第1号を適用し得る委託関係の具体例を教えてください。

A：令第13条第1項第1号を適用し得る特定事業者(A)と他の特定事業者(B)との委託関係としては、下記の例が挙げられます（あくまでも個別具体的に判断されることとなります。）。なお、いずれの場合においても、令第13条第1項第1号の適用に際して、Bは、令第13条第2項等に基づき、顧客等しか知り得ない事項の申告を受けるなど、当該顧客等の取引時確認を既に行っていることの確認が必要です。

（具体例1）銀行代理業を取得している証券会社が銀行の口座開設の代理・媒介を行っているなど、銀行法や金融商品取引法等に基づき、BがAの行う令第7条第1項第1号に定める取引について、代理や媒介等を行い、契約締結そのものの委託又は社会通念上、取引の一部と評価できる行為の委託がある場合。

（具体例2）当該顧客等がAと取引を行うに当たり、下記の事項を全て満たすなど、社会通念上、取引の一部と評価できる行為の委託がある場合。

- ・令第13条第1項第1号の適用に当たり、当該顧客等は、既にBと取引関係(取引時確認済)にある（Bの取引時確認が完了しない限り、Aは当該顧客等と令第7条第1項第1号に定める取引を行うことができない。）。

- ・Bは、Aと当該顧客の取引申込手続の際に、Bの社名をAのウェブサイト等に明示した（Bのウェブサイト等へと移行させる場合を含む。）上で、Aと当該顧客等との間に入ってアカウントのログインID・パスの入力を当該顧客等に要求する。

- ・BがAに当該顧客等に紐づく識別番号を提供することなどにより、AはBが保有する当該顧客等の情報を確認することが可能である。